

税務相談報酬

顧問(報酬)契約がある場合は、サービスとなります。

ただし、書面によるや複雑な案件のものなどについては、別途報酬を申し受ける場合があります。

1	口頭によるもの(「ちょっといいですか??」にお答え致します。)	15,000 円/回
2	書面によるもの	125,000 円/件
3	書面によるもので特別の調査研究が必要とするもの	250,000 円/件

調査立会報酬

顧問(報酬)契約がある場合は、サービスとなります。

1日当たり(1日に満たないときは1日とみなす)	50,000円/日
旅費及び宿泊料	実費

日当、旅費及び宿泊料

1日当たり(1日に満たないときは1日とみなす)	50,000円/日
旅費及び宿泊料	実費